

伊賀市告示第14号

市民参加型予算事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月9日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

市民参加型予算事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次伊賀市総合計画において、「これからの公共」をめざし、共感と参画を高め、市民が政策過程のさまざまな段階に自発的に関与することが重要であると定めていることから、市民から寄せられたアイデアを事業に積極的に取り入れるため、市民参加型予算事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集事業)

第2条 市は、毎年度別に定めるテーマについて、市政に関わる様々な課題の解決に向けた事業のアイデアを募集する。

2 アイデアの募集において想定する事業は、1事業につき概ね300万円以内とし、原則として単年度事業とする。

(募集の対象としないアイデア)

第3条 次のいずれかに該当すると認められるアイデアは、募集の対象としない。

- (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- (6) 第4条に規定する提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- (7) 第5条に規定する提出方法によらずに提案されたもの
- (8) 市の事業として既に存在していると認められるもの
- (9) 事業実施が不可能であると認められるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市が実施する事業としてふさわしくないもの

(提案者等)

第4条 アイデアの提案者（以下「提案者」という。）は、募集の開始日時点において次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学している者

2 次のいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることができない。

- (1) 伊賀市職員（会計年度任用職員を含む。）
- (2) 伊賀市議会議員
- (3) 法人
- (4) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員

3 アイデアの提案は、単独又は2人以上で共同して行うことができるものとする。

4 アイデアの提案は、提案者1者につき1件とする。

(募集期間及び提出方法)

第5条 アイデアを募集する期間は、毎年度別に定める。

2 アイデアの提出は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページ等に掲載する専用の応募フォームへ必要事項を入力し、送信する方法
- (2) 市ホームページからダウンロードできる市民参加型予算事業応募様式(様式第1号。以下「応募様式」という。)に必要事項を入力の上、未来政策部未来政策課（以下「未来政策課」という。）に電子メールにより送信する方法
- (3) 応募様式を印刷し、必要事項を記入の上、未来政策課に郵送により提出する方法

(審査方法等)

第6条 未来政策課は、アイデアの募集期間の終了後、提出のあったアイデアをそれぞれのアイデアに係る所管の部局等（以下「所管部局」という。）に振り分け、所管部局は、当該アイデアを審査し、事業案を作成するものとする。

2 前項の規定による審査は、次に掲げる視点に基づき行うものとする。

- (1) 社会情勢の変化等により、市民や社会のニーズが高まっていること。
- (2) 具体的な事業を伴う提案となっていること。
- (3) 地域において広く効果的であること。

(4) 現状及び課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしく、かつ、事業規模、水準及び手法が適法なものとなっており、想定される業務量が過大でないこと。

(5) 市が実施主体として取り組むべき公共性を有していること。

(事業案への投票)

第7条 市は、事業案について、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）による投票を実施するものとする。ただし、第4条第2項各号に掲げる者は、投票することができない。

2 投票は、市ホームページ等に掲載する専用の応募フォームにより行うものとする。

3 投票は、市民1人につき1回限り、かつ、1つの事業案とする。

4 投票した市民（以下「投票者」という。）は、当該投票を取り消すことができない。

5 市民1人につき2回以上の投票が確認されたときは、当該投票者の投票は、無効とする。

6 市は、投票の結果を市ホームページで公表するものとする。

(事業案の提出)

第8条 所管部局は、前条に規定する投票の結果を踏まえ、1事業当たり概ね300万円の範囲内で事業案を未来政策課に提出することができる。

(事業の選定)

第9条 市長は、所管部局から提出のあった事業案の中から、毎年度の当初予算編成過程における議論を踏まえ、別に定める予算総額の範囲内で事業を選定するものとする。

(結果の公表)

第10条 前条の規定により選定した事業は、当初予算案の発表にあわせて公表するものとする。ただし、アイデアの審査結果や評価などに関する個別の回答は、行わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 20 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 名称

中之村区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 区域住民の良好な関係を維持発展させるための各種行事の開催
- (2) 区域内における美化清掃等の環境整備活動
- (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (4) 集会施設及びゴミ集積場等の維持管理
- (5) 区域内の防犯防火、交通安全、自主防災に関する事。
- (6) 区内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (7) その他、この区の目的達成に必要な事業

3 区域

伊賀市玉瀧中之村区の全域

4 主たる事務所

伊賀市玉瀧 3469 番地の 1（中之村生活改善センター）

5 代表者の氏名及び住所

氏名 木津 八右衛門

住所 伊賀市玉瀧 3489 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 に掲げる事由

9 認可年月日

令和 8 年 2 月 9 日

伊賀市告示第16号

伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和7年伊賀市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金額
令和7年4月から令和8年3月までの電気料金の価格上昇相当分	令和7年4月から令和8年3月までの使用量に1kWh当たりの価格上昇相当分3.38円を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和7年4月から令和8年3月までのガス料金（都市ガス）の価格上昇相当分	令和7年4月から令和8年3月までの使用量に1m ³ 当たりの価格上昇相当分34.72円を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和7年4月から令和8年3月までのガス料金（LPガス）の価格上昇相当分	令和7年4月から令和8年3月までの使用量に10m ³ 当たりの価格上昇相当分1,454.90円を乗じ10で除して得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。
令和7年4月から令和7年11月までの送迎バス燃料費（ガ	令和7年4月から令和7年11月までの使用量に10当たりの価格上昇相当分25.90円を乗じて得た額（少数点以

ソリン) の価格上昇相当分	下の端数があるときは、これを切り捨てた額) を上限とする。
令和7年4月から令和7年11月までの送迎バス燃料費(軽油) の価格上昇相当分	令和7年4月から令和7年11月までの使用量に10当たりの価格上昇相当分20.50円を乗じて得た額(少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額) を上限とする。

様式第1号中「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び」を削り、

「

送迎バス燃料費			
---------	--	--	--

を

」

「

送迎バス燃料費(ガソリン)			
送迎バス燃料費(軽油)			

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和8年2月27日から施行し、この告示による改正後の伊賀市私立保育園等物価高騰対策支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第17号

伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱（令和6年伊賀市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第2条中「都道府県知事」を「三重県知事」に改め、「私立幼稚園」を削る。

附 則

この告示は、令和8年2月27日から施行し、この告示による改正後の伊賀市保育士研修等事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

伊賀市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 5 年上野市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 27 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

1 届出者

比自岐区

代表者の氏名 東本 秀吉

代表者の住所 伊賀市比自岐 2923 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 宮本 盛文

新代表者の氏名 東本 秀吉

旧代表者の住所 伊賀市比自岐 1250 番地

新代表者の住所 伊賀市比自岐 2923 番地

3 変更の年月日

令和 8 年 1 月 25 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第19号

伊賀市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市一時預かり事業実施要綱（平成21年伊賀市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、」を「日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童を一時的に預かる」に、「児童の福祉の増進と健全育成」を「安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「事業」を「一時預かり事業」に改める。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「事業主体」の次に「（以下「事業主体」という。）」を加え、「私立保育所（園）を経営する」を「三重県知事の許可を得て設置された私立保育所又は私立認定こども園を運営するものであって、市が一時預かり事業の実施を認めた」に改め、同条第2項を削る。

第4条各号列記以外の部分中「事業」を「一時預かり事業」に改め、「の要件」を削る。

第5条中「保育所（園）」の次に「並びに私立認定こども園（以下「実施施設」という。）」を加える。

第7条ただし書、第8条ただし書及び第9条ただし書中「私立保育所（園）」の次に「及び私立認定こども園」を加える。

第14条中「事業実施施設の保育所（園）長は、」を「実施施設の所（園）長は、一時預かり」に改める。

第15条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「事業」を「一時預かり事業」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(実施要件)

第15条 事業主体は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1項第1号から第3号まで及び一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号文部科学省初等中等教育長、こども家庭庁育成局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙）に定める職員配置基準を遵守しなければならない。

別表中「公私立保育所（園）」の次に「及び私立認定こども園」を加え、同表備考第3項の表中「私立保育所（園）」の次に「及び私立認定こども園」を加える。

様式第1号中

「

④希望保育所（園）	保育所（園）
-----------	--------

を

「

④希望保育施設名 (保育所（園）・認定こども園名)	
------------------------------	--

に

改める。

様式第2号中「保育所（園）名」を「保育施設名
(保育所（園）・認定こども園名)」に改める。

様式第3号中「保育所（園）」を「保育施設名_____」に改める。

附 則

この告示は、令和8年2月27日から施行し、この告示による改正後の伊賀市一時預かり事業実施要綱の規定は、令和7年度事業から適用する。

伊賀市告示第20号

伊賀市延長保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市延長保育事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市延長保育事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童の」を削り、「保育時間を超えて延長保育を行い、乳幼児の福祉の増進」を「保育時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を行う延長保育事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（事業主体）

第2条 延長保育事業の事業主体（以下「事業主体」という。）は、伊賀市及び市内において三重県知事の許可を得て設置された私立保育所又は私立認定こども園を運営するものであって、市が延長保育事業の実施を認めたものとする。

（実施要件）

第3条 事業主体は、延長保育実施要綱（令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知「延長保育事業の実施について」別紙）に定める職員配置基準を遵守しなければならない。

第4条中「延長保育」を「延長保育事業」に、「もの」を「者」に改め、同条第1号中「児童福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に改める。

第5条中「保育所における延長保育時間」を「延長保育事業の保育時間」に改める。

第6条の見出しを「（申込み）」に改め、同条中「延長保育」を「延長保育事業」に、「受けようと」を「利用しよう」とに改め、「児童の」を削り、「申し込みしなければ」を「申し込まなければ」に改める。

第8条中「延長保育」を「延長保育事業」に改める。

第9条中「に係る保育料の額は別表のとおりとする」を「事業を利用する保護者は、事業に要する経費の一部として別表に定める保育料を負担しなければならない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により保護者が負担すべき保育料は、利用した施設の事業主体に納入するものとする。

第10条の見出しを「(補則)」に改める。

別表備考中「同表備考第3」を「同表備考3」に、「及び母子・父子家庭等」を「母子・父子家庭等」に、「2分の1」を「、2分の1」に改める。

様式第1号中

「

保育所(園)名	保育所(園)
---------	--------

を
」
「

保育施設名 (保育所(園)・認定こども園名)

に、
」
「

要・否	保育所(園)
-----	--------

を
」
「

要・否	保育所(園)・認定こども園
-----	---------------

に改める。
」

様式第2号中「保育所(園)名」を「保育施設名
(保育所(園)・認定こども園名)」に、
「保育所へ」を「保育施設へ」に、「保育所に」を「保育施設に」に改める。

様式第3号中「保育所(園)名」を「保育施設名
(保育所(園)・認定こども園名)」に改める。

附 則

この告示は、令和8年2月27日から施行し、この告示による改正後の伊賀市延長保育事業実施要綱の規定は、令和7年度事業から適用する。

伊賀市告示第 24 号

伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱（平成 17 年伊賀市告示第 171 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「養育している」を「養育する」に、「、疾病等の社会的な事由によって」を「疾病等により」に、「及び」を「又は」に、「夫等の暴力」を「経済的な理由」に、「施設」を「施設等」に、「一時的に」を「一定期間」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「施設」を「乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等」に、「入所」を「ショートステイ」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 実施施設は、児童の福祉のために、より家庭的な環境でショートステイを実施することが適当であると市長が認めた場合、あらかじめ登録している里親にショートステイを委託することができる。この場合においては、里親の居宅においてショートステイを実施するものとする。

3 前項の場合において、実施施設は、児童の事故に備え補償保険に加入しなければならない。

第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条第 3 号を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要すると市長が認める場合にあっては、口頭又は電話による申出を行い、事後においてこれを提出することができる。

第 6 条を第 5 条とする。

第7条第2項第3号中「その他市長」を「前2号に掲げる場合のほか、市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「された者」の次に「(以下「利用者」という。)」を加え、「施設」を「実施施設」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「施設」を「実施施設」に、「伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施結果報告書」を「伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施報告書」に改め、同条を第9条とする。

第11条第2項中「施設」を「実施施設」に、「子育て短期支援（ショートステイ）事業費用請求書及び事業実績報告書」を「伊賀市子育て短期支援（ショートステイ）事業費用請求書」に改め、同条第3項中「第10条の規定による利用が終了した旨の」を「第9条の規定による」に改め、「又はその保護者」を削り、同条第4項中「又はその保護者」を削り、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条中「関連在宅サービス」を「関連サービス」に、「当該施設等」を「児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター等」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

別表中「第11条関係」を「第10条関係」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 実施施設は、第2条第3項の規定により加入した補償保険に要した費用を加算することができる。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

【様式第6号】

【様式第7号】

【様式第8号】

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。